

●香川県警察本部告示第12号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和 7 年11月28日

香川県警察本部長 小 林 雅 彦

道路交通法実施規程の一部を改正する規程
道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（駐車許可申請書の添付図書） 第10条 施行細則第10条第14項において準用する施行細則第 7 条第 3 項の規定により警察署長が駐車許可申請書に添付を求めることができる図書は、次のとおりとする。 （1）～（5） 略 （駐車許可の条件） 第12条 警察署長は、駐車許可をするときは、当該駐車許可に係る駐車禁止場所に駐車中は施行細則第10条第 6 項の許可証（同条第 7 項本文に規定する場合にあっては、当該許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すべき旨を条件として付するものとする。ただし、施行細則第10条第 2 項ただし書に規定する場合は、警察署の名称、許可番号等を記載した書面を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すべき旨を条件として付するものとする。	（駐車許可申請書の添付図書） 第10条 施行細則第10条第13項において準用する施行細則第 7 条第 3 項の規定により警察署長が駐車許可申請書に添付を求めることができる図書は、次のとおりとする。 （1）～（5） 略 （駐車許可の条件） 第12条 警察署長は、駐車許可をするときは、当該駐車許可に係る駐車禁止場所に駐車中は施行細則第10条第 6 項の<u>駐車許可証</u>を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すべき旨を条件として付するものとする。ただし、施行細則第10条第 2 項ただし書に規定する場合は、警察署の名称、許可番号等を記載した書面を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すべき旨を条件として付するものとする。

附 則
この規程は、令和 7 年12月15日から施行する。